

日本の知的財産推進計画とその進展

荒井寿光 (内閣官房・知的財産戦略推進事務局長)

Promotion Program on the Creation, Protection and Exploitation of Intellectual Property

Hisamitsu Arai

Secretary-General, Intellectual Property Strategy Headquarters Cabinet Secretariat

1. 序

これまで日本は、欧米の先進的な技術を貪欲に導入し、これを基盤としながらさらに製品の高度化に取り組み、我が国民が得意とする「創意工夫」を凝らすとともに、勤勉で良質な労働者のチーム力を発揮することで、世界に冠たる「ものづくり」システムを構築した。この結果、80年代の日本は、世界の注目を浴びる存在であった。

しかしながら、90年代に入り、いわゆるバブル経済が崩壊して以来、数々の要因が複合的に重なり合って、日本はいまだに「失われた10年」と呼ばれるかつてない程の不況から本格的に脱却できていない。2002年の実質GDP成長を見ても、マイナス成長とはならなかったものの、0.1%と低迷状況にある。完全失業率も引き続き5%を超える高い水準で推移している。幸い、2003年はGDPの実質成長率2.0%が見込まれ（2004年1月19日閣議決定）、輸出増加などにより回復基調を示しているものの、雇用情勢などは依然として厳しく、未だデフレ克服には至っていない状況にある。

1980年代、現在の日本と同様、長期的な景気停滞に苦しむアメリカは、「知」を重視する政策に注力した。連邦巡回控訴裁判所（CAFC）の創設、産学連携の強力な推進等の取り組みの結果、現在に至るまでの好景気に繋げている。そうした例に教訓を得て、日本も「労働集約的な産業形態」から「知識

集約的な産業形態」に大きく舵を切っていく必要がある。

アジア諸国の急速な追い上げの中、世界市場における各国企業の競争は激化の一途を辿っており、いまやより魅力的な市場環境を求めて、「企業が国を選ぶ時代」が到来している。すでに各国間の知的財産制度の熾烈な競争は始まっているのである。

日本においても、特許やノウハウ、映画・アニメなどのデジタル・コンテンツなどの知的財産を国富の源泉として、これを最大限に活用することで「知的財産立国」（IP-Based Nation）を早急に実現しなければならない。

2. これまでの経緯

2002年2月に行われた小泉総理の施政方針演説において、日本の総理としては初めて、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」との表明がなされ、同年3月、官邸に知的財産戦略会議が設置された。そして、同年7月に、「知的財産立国」の実現に向けた道筋を明らかにする知的財産戦略大綱がとりまとめられた。

大綱では、盛り込まれた施策を強力かつ着実に実施する機能と責任を有する「知的財産戦略本部」の設置、「知的財産基本法」の制定についても提言され、2002年11月27日に知的財産基本法が成立した

(公布は12月4日)。

そして、2003年3月1日、知的財産基本法が施行され、内閣に「知的財産戦略本部」が設置された。この組織は、関係府省と総合調整を図りながら施策の推進を図っていく中心的役割を果たすものであり、内閣総理大臣を本部長とし、本部員は全ての国務大臣と知的財産政策に優れた識見を有する民間有識者(10名)から構成されている。

戦略本部は、知財推進計画の策定及び年に一回のフォローアップ並びに計画改訂を行う。2003年7月の本部会合において、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(知財推進計画)」が決定された。また、決定と同時に、知財政策の重要課題について更に検討を行うべく、「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」、「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」及び「コンテンツ専門調査会」が知的財産戦略本部令に基づいて設置され、後述するようにコンテンツビジネス振興政策、知的財産高等裁判所の創設についての提言などが行われている。

さらに、2004年5月27日には、知財推進計画の改訂版となる「知的財産推進計画2004(推進計画2004)」が決定された。

以下、昨年策定された知財推進計画に基づく日本政府の主な取り組みを紹介し、その後、今後の課題として推進計画2004に盛り込まれた取り組むべき課題について取り上げる。

3. 知財推進計画に基づく政府の取り組み

3.1. 創造分野

基礎研究分野における3年連続ノーベル賞受賞はあったものの、日本ではこれまで、産業化に近い分野において、それに相当する画期的な基本発明がなされてきたとは言い難い。これまでのようなキャッチアップ時代には、大学・公的研究機関等の国内研究機関に頼ることなく、欧米から優れた基本発明を導入して、それを応用・改良し、欧米に比べて優れた新しい製品を供給していくことで、産業の拡大を図ることができた。

しかしながら、欧米へのキャッチアップを終え、

むしろフロントランナーとして世界を牽引していく立場に置かれた現在、日本は、経済社会の発展に寄与するとともに国際的にも高い水準の研究開発を効果的、効率的に実施していく必要がある。

1) 大学知的財産本部とTLOの整備

研究資源の多くを有する大学等が果たすべき役割は極めて大きく、知的財産の創造・取得・管理・活用を戦略的に実施する体制の整備が必要である。日本政府は、2003年に「大学知的財産本部整備事業」を開始し、全国43の機関をその対象として選定した。各大学においては、TLOとの連携強化、外部人材の登用等による知的財産のマネジメント体制が着実に整備されつつある。

一方、大学において創造された知的財産を円滑に社会に還元するために、1998年にTLOに関する法整備が行われ、2004年6月現在で37機関が承認TLOになっている。この承認TLOを通じてなされた2003年度の大学の特許出願件数は、1679件(対前年度344件増加)、ロイヤリティ収入は5億5400万円(対前年度1億4400万円増加)であり、知的財産の創造から活用に至るまでの知的創造サイクルが大きく回り始めようとしている。

2) 日本版バイドール制度の活用

日本版バイドール制度(産業活力再生特別措置法第30条)の委託研究への適用率については、関連規定等の整備が各省において進められていることにより、2003年度は、委託研究のほぼ全て(約90%)に適用されており、大学への知的財産の蓄積が進んでいる。

3) 研究者の処遇向上

2003年4月の最高裁判決により、現行における特許法35条の解釈として、勤務規則等により算出された対価の額が特許法の定める「相当の対価」の額に満たないとき、従業者はその不足額を請求することができる旨が判示された。さらに、青色発光ダイオードに関する東京地裁判決(2004年1月30日)では、判決において「本件は職務発明としては全く稀有な事例」としながらも、相当の対価を約600億円(請求額は200億円)と評価して様々な議論を呼んでいるところである。

政府では、発明者の研究開発へのインセンティブ

の確保、企業の特許管理コストやリスクの軽減、及び我が国の産業競争力の強化等の観点から検討が行われた。この結果、企業と従業員との対価の取り決めに当たっては、企業が一方的に決めるのではなく、従業員の意見が十分反映されるようにすること、裁判所による対価額の決定には、発明による企業の利益に加え、新たに発明者の処遇や企業側の生産・販売面における努力も考慮することができるようにする特許法35条（職務発明規定）を改正する法律（「特許審査の迅速化等のための特許法の一部を改正する法律」〔以下、特許審査迅速化法という〕）が、2004年5月28日に成立している。今後は、各企業が発明者との間で相当の対価を取り決める手続きを行う上で参考となる事例集が作成されることになっている。

3.2. 保護分野

知的財産創造のインセンティブを確保するとともに、その効果的な活用を図るには、知的財産の適切な保護が不可欠であり、そのための制度や体制は、今後もより一層充実させていかなければならない。新たに生み出された知的財産を、制度の国際的な調和や技術革新の進展も踏まえて適正に保護するとともに、権利取得手続・訴訟手続の充実と迅速化のための体制を整備することによって、知的財産の保護を十全ならしめる基盤の構築を目指す。

1) 特許審査の迅速化

熾烈な国際競争の中で企業の経営判断にスピードが求められる今日、特許審査の迅速化は、優れた発明の事業化を促し経済の活性化につなげるために不可欠である。現在、日本における特許審査の待ち時間は26カ月であり、50万件に上る審査未着手案件（いわゆる滞貨）の縮減と、審査請求機関の短縮に伴って、今後発生が見込まれる約30万件の審査請求の急増への対応が急務である。

この問題については、前述の権利保護基盤の強化に関する専門調査会において、集中的な検討がなされ、2003年12月、「特許審査を迅速化するための総合施策について（提言）」が取りまとめられた。そして、2004年度には98名の任期付審査官が確保され、また、特許審査迅速化法には、工業所有権に関

する手続等の特例に関する法律（以下特例法という）や実用新案法の改正等が盛り込まれている。

特例法については、特許審査に必要な従来技術調査の外注先について、公益法人要件を撤廃して民間の活用を図るための指定調査機関制度の見直しや、審査請求に際して所定の調査機関の従来調査レポートを提示した場合に審査請求料を減額し、出願人による従来技術調査へのインセンティブを付与する特定登録調査機関制度の導入が規定されている。また、実用新案法については、実用新案登録に基づく特許出願制度の導入や実用新案権の存続期間の延長など、実用新案制度の魅力を向上させ、特許出願の代替効果を期待した改正が行われた。

2) 紛争処理機能の強化

日本では、知的財産に関する行政訴訟（特許庁の審決の取消訴訟等）については、従来から東京高等裁判所の専属管轄とされてきた。また、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権者の権利に関する民事訴訟については、2003年の民事訴訟法改正により、第一審は東京・大阪地方裁判所、第二審は東京高等裁判所の専属管轄とされ、これらの裁判所の専門部は、「実質的な特許裁判所」といえるものとなった。特に、行政訴訟・民事訴訟ともに集中する東京高等裁判所については、その集中度・充実度において世界でも最新鋭のものになるとの評価もされている。

知財推進計画では、この東京高等裁判所への管轄の集中を高く評価しつつ、内外に対し知的財産重視という国家政策を明確にする観点から、知的財産高等裁判所の創設を目指すとされている。これを踏まえ、権利保護基盤の強化に関する専門調査会において集中的な議論を経て、「知的財産高等裁判所の創設について（提言）」が2003年12月に取りまとめられた。そして、現在東京高裁にある知財訴訟を専門的に扱う4カ部を法律上の「知的財産高等裁判所」を設ける「知的財産高等裁判所設置法案」が今国会に提出されるに至った。この法案が成立すると、日本にも2005年4月に知的財産専門の高等裁判所が誕生することになる。

知的財産高等裁判所における司法行政事務に関しては、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議

の議によるものとされており（同法案第4条）、知財訴訟の迅速な解決、判決の予見可能性を高めることに加え、前述の提言にもあるように、十分な予算や専門人材の確保により、知的財産訴訟に相応しい運営がなされることが期待される。

また、知的財産関連訴訟の処理機能を強化すべく、裁判所調査官の権限の拡大・明確化や訴訟審理における営業秘密の保護のため審理を非公開にできることなどを主な内容とする「裁判所法等の一部を改正する法律案」も今国会に提出されている。

4. 模倣品・海賊版対策

中国をはじめとする海外市場では、模倣品・海賊版により被害を受けた我が国企業があらゆる業種で増加している。模倣内容も商標権をはじめ著作権、意匠権、特許権とほぼ全ての知的財産権に広がってきている。特に近年では、模倣品・海賊版と犯罪組織、テログループとの繋がりが指摘されるなど、模倣品・海賊版問題は世界各国が協力して取り組むべき問題である。

模倣品・海賊版の氾濫状況や被害額を正確に把握することは非常に困難であるが、ICC（国際商工会議所）の報告では、世界の全貿易量の5-7%が模倣品・海賊版によって占められており、IFPI（国際レコード産業連盟）の推計では世界に流通しているディスクの3枚のうち1枚が海賊版とされている。また、中国政府の発表では、2001年の市場における模倣品総額は2.2-2.8兆円の間と推定されている。

このように、模倣品・海賊版問題はもはや「有名税」として許容できるものではなく、我が国が「知的財産立国」となるために、解決しなければならない大きな障壁となっている。

4.1. 外国市場対策の強化

我が国に関連する模倣品・海賊版が多発している国の政府に対し、二国間、多国間等の様々なチャンネルを用いて、その取締りを強く求めなければならない。米シンガポールFTAには知財に関するエンフォースメントについて体制整備のみならずその実効性についてまで定める条項がある。現在、韓国、

タイ、マレーシア、フィリピンといった国との間でFTA交渉が進められているが、その中でも知財条項を盛り込むべく交渉が行われるところである。

多国間での取組みの強化としては、2003年10月にAPEC（アジア太平洋経済協力会議）閣僚会議において、日本の提唱により知財保護が首脳宣言・閣僚宣言に盛り込まれた。

また、ODA（政府開発援助）を活用して侵害発生国の知的財産制度の整備・執行の強化を進めるべく、2003年8月のODA大綱見直しの際に重要課題として、知的財産の適切な保護を通じて発展途上国の持続的成長を支援することが盛り込まれている。

4.2. 水際及び国内での取締りの強化

2004年3月31日に関税定率法が改正され、税関長が同法第21条第4項に規定される認定手続を執る旨の通知を知的財産の権利者に行う場合には、輸入者や製造者の氏名等の情報を併せて通知することとなった（同条第5項）。権利者にとっては、通知される情報を利用することで、輸入者に対してはもちろん、模倣品を根絶されるべく製造者も含めて権利行使できるようになった。

4.3. 活用分野

知的創造サイクルは、知的財産が十分に活用されることによって完結する。つまり、知的財産を創造し、これを権利として保護するとともに有効に利用し、そこから収益をあげ、それを新たな技術開発に向けるというメカニズムが有効に機能してこそ、日本経済の再生と国際競争力向上につなげることが可能となる。

現在、我が国の民間企業においては、知的財産の取得件数は非常に多いにもかかわらず、その活用が十分ではなく、未利用または死蔵された特許等が極めて多い。企業等において「選択と集中」が進む中で、特許をはじめとする知的財産の戦略的活用努力が今後一層重要となる。

1) 知的財産の戦略的活用の支援

企業における知的財産重視の経営戦略を推進するため、知的財産の情報開示を促進する観点から、証券市場（マーケット）において、各企業の主要事業

と知的財産との相関関係が明らかになるような知的財産情報開示の在り方を検討するため、2004年1月に「知的財産情報開示指針」が策定された。また、企業の国際競争力をさらに強化するため、時を同じくして、「知的財産戦略指標」の原案もとりまとめられている。

また、知的財産の管理及び流動化促進の目的で信託制度等を活用するため、知的財産を信託業の対象にするとともに、それを扱う事業者として、TLOや一般事業会社等の参入を認めることが必要である。これを実現する「信託業法案」が今国会に提出されている。

2) 知的財産活用環境整備

知的財産権実施許諾（ライセンス）契約を安定強化する観点から、第三者対抗要件を備えている知的財産権ライセンス契約については、破産法上の管財人の解除権を制限し、ライセンシーの立場を保護する等の措置を設けた破産法が2004年5月25日に成立している。

また、知的財産を含む無体財産権の使用料について源泉地国免税とする内容を含む日米新租税条約が2004年3月に発効した。これによって、企業等の知財を利用した海外展開が後押しされることとなる。

4.4. コンテンツビジネスの飛躍的拡大

世界のコンテンツ産業の成長率は2006年予測で7%強となっており、世界の実質GDP成長率より高水準で推移していくと予測されている。その中で我が国のコンテンツビジネスの規模は、娯楽系事業だけでも約11兆円に上り、関連する産業分野が幅広いことから、コンテンツビジネスの活性化が、我が国経済を牽引し経済再生の鍵となることが大いに期待されている。

日本の映画やアニメなどのコンテンツは、近年、海外から高い評価を得ているが、その魅力をビジネスとして十分に活かしてきていない。このような現状を踏まえ、コンテンツ専門調査会において、2004年4月に業界の近代化、人材育成、資金調達に関する「コンテンツビジネス振興政策」が取りまとめられた。また、法律家と事業者や創作者との交流を活性化させるべく「エンターテインメント・ロイヤー

ズ・ネットワーク」が結成された。また、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（以下、コンテンツ促進法という）が2004年5月28日に成立している。コンテンツ促進法は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関し、国、地方公共団体及び関係者が、その基本理念を共有し、一体となって関連する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的にしたものである。なお、同法第25条には、政府向けコンテンツ（教養又は娯楽の範囲に属するもの）を所定の要件の下で受託者等から譲り受けないことができる旨（コンテンツ版のアイドル制度）が規定されている。

更に、日本の音楽文化の海外普及を積極的に促進するため、日本における販売を禁止した音楽レコードの海外からの還流を防止するとともに、日本の出版文化が衰退することなく発展できるよう書籍・雑誌に貸与権を付与することなどを内容とする「著作権法の一部を改正する法律」が2004年6月3日に成立している。

4.5. 人材の育成と国民意識の向上

「知的財産立国」を実現する上で、知的財産の創造・保護・活用を推進するため、それぞれの分野における制度を整備することは重要であるが、最終的にその制度を有効に生かし有意義な成果を残すことができるか否かは、「人」次第である。したがって、今後我が国において、ますます知的財産に関する専門人材の育成が必要となってくるが、特に、知的財産を中核とした事業活動がグローバル化している昨今、国際的な競争に勝ち抜いていけるだけの優秀な人材を育成する必要がある。

1) 弁護士・弁理士の大幅な増員と資質向上を図る

日本において知的財産を専門とする法曹の層は、他の先進国と比較しても必ずしも十分であるとは言いがたい。知的財産に強い法曹を養成するためにも、法曹人口全体の底上げを図っていく必要があり、この状況を踏まえ、司法制度改革推進計画（2003年3月閣議決定）では、2004年度の合格者を1500人程度とし、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見極めながら、2010年頃には年間3000人程度を目指すと言われている。さらに、日本

弁護士会が2003年度から開催した知的財産法関連の研修には、2004年3月現在で合計1179人の弁護士が参加するなど、弁護士による自己研鑽も進んでいる。

弁理士についても、その数は増加を続けている。また、知的財産関係事件への総合的な対策強化と隣接法律専門職種の活用等の観点から、特許等の特定侵害訴訟代理人としてのいわゆる付記弁理士の第一号が2004年4月までに約500人誕生している。

2) 知的財産教育・研究・研修を推進する

法科大学院、技術経営（MOT：Management of Technology）プログラム、知的財産専門職大学院などにおける知的財産教育の充実を推進する。2004年4月に開校された法科大学院（68校、総定員5590人）全てにおいて知財法に関する講座が開設された。今後は知財法を司法試験の選択科目にすべく検討を行い、速やかに結論を得ることとしている。

5. 知財推進計画2004

知財推進計画の改訂版といえる推進計画2004においては、その項目数も2003年の知財推進計画の約270から大幅に増加し、約400となっている。とりわけ、模倣品・海賊版対策、コンテンツビジネス振興及び中小企業・ベンチャー企業や地域の支援という観点からの施策に関する項目が増えている。以下、2004年5月27日に決定された推進計画2004に盛り込まれた今後日本が取り組むべき施策について説明する。

5.1. 創造分野

1) 知的財産費用の十分な確保

大学においては、今後特許等の出願件数が大幅に増加することが予想されることから、特許関連経費を確保し、充実させていく必要がある。このため、大学が獲得した競争的資金については、間接経費の一部を特許関連経費に充当できることを明確化し、その積極的な使用を奨励していくことが重要である。

また、知的財産を活用し、日本の国際競争力の強化を図るためには、海外での権利取得とその維持が

必要であることから、国公私立大学やTLOへの海外出願経費及び維持管理経費を含めた特許関連経費の支援を、競争原理の下で、大学の自主性を尊重しつつ、大幅に拡充していかなければならない。

2) 国立大学法人によるベンチャー企業の株式取得

2001年に「大学発ベンチャー1000社計画」が発表され、政府一丸となって大学発ベンチャーに対する支援を行っているが、一般にベンチャー企業は、創業時には資金繰りが極めて脆弱であり、大学から特許等に関してライセンスを受ける場合、現金によりライセンス料を支払うことが困難である。したがって、国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得を認めるための制度を整備し、国立大学法人が保有する技術の産業分野への移転を促進すべきである。

3) 新規性喪失の例外規定の見直し

大学の研究者が研究成果である発明について、特許出願前に論文を発表してしまうケースに対応するため、特許法第30条で、一定の要件を満たすことを条件に新規性喪失の例外を認める期間（グレースピリオド）が設定されている。今後、研究者が特許を出願するケースが大幅に増加していくことが予想されることから、論文発表が特許取得の妨げにならないよう、特許制度の国際的調和に関する議論の動向を踏まえつつ、グレースピリオドを延長することについての検討を速やかに行う必要がある。

4) 日本版バイドールの適用拡大

政府向けコンテンツ（教養又は娯楽の範囲に属するもの）の開発事業については、コンテンツ促進法により、その成果物に関する知的財産権の帰属を受託者又は請負者とするのが可能になったが、IT分野の産業競争力を高めるためには、ソフトウェアの開発事業についても、同様の扱いを可能にするような関連法の改正が必要である。

5.2. 保護分野

1) 特許審査の迅速化

推進計画2004には、特許審査の迅速化を着実に実現するため、特許審査の順番待ち期間がピークを迎える5年後（2008年）においても20カ月台（中期目標）に留めるとともに、10年後（2013年）に

は世界最高水準である11カ月（長期目標）を達成し、最終的にはゼロを目指すことが明記された。今後は、上記中・長期の目標を実現するため、必要な任期付審査官を十分に確保していくとともに、特許審査迅速化法に基づいた総合的施策を着実に進めていく。

なお、経済産業省では、上記中・長期目標を達成するための毎年度の実施計画を策定し、その達成状況について毎年公表することとしている。

2) 地域ブランドの保護

日本には、例えば関アジ・関サバのように、地域の特色や伝統に裏打ちされたブランド産品が数多くあり、地域産業振興のため、これらの産地ブランドの保護が重要であり、適切な保護実現のための検討を行う。ただし、名称が一般化している、又は他地域での使用が既に定着している産品等への影響に配慮する必要がある。

3) 世界特許システムの構築

国際競争力を高め、グローバルなビジネスを展開するためには、国内での特許取得はもちろん、世界各国で権利を取得する必要があるが、これに要する出願人の負担は大きく、いわゆる世界特許システムの構築が強く望まれる。日本政府は、世界特許の実現に向けた第1段階として、世界における出願の80%のシェアを有する日米欧三極特許庁間での相互承認について早期実現を図るべく、制度・運用の調和や必要なインフラの整備等に関する具体的な工程表作成に向け、米欧との検討を進めるとしている。

4) 模倣品・海賊版対策の抜本的強化

2004年2月以降4回にわたり、権利保護基盤の強化に関する専門調査会において議論が重ねられ、2004年5月に専門調査会としてのとりまとめが公表された。このとりまとめにおいて、取組の方向性や更に検討が必要な課題が盛り込まれており、推進計画2004は、これを踏まえたものになっている。

まず、侵害発生国への対策強化においては、模倣品・海賊版問題を単に知財保護の問題としてではなく世界の通商問題として再認識し、対策を強化すべきであるとの認識を示している。この認識に基づき、在外公館や日本貿易振興機構（JETRO）にお

ける被害実態の把握、取締当局の対応状況フォロー、取締当局への要請、知財支援窓口の明確化や、米欧の制度を参考にした海外における侵害状況の調査や侵害発生国への対応、FTA交渉を活用した知的財産保護のエンフォースメント確保を図るべきことなどが挙げられている。

水際での取締りの強化に関しては、特許侵害品等の侵害判断・差止めを当事者の主張に基づいて、専門的かつ簡便・迅速に行える制度の確立として、サンプル品の分解検査による侵害認定、外部専門家・技術判定機関・税関内審議機関・裁判所の仮処分命令を活用した侵害認定、輸入者に拘わらず同一製品の輸入を差し止めることを簡便・迅速にするような制度改善などが挙げられている。また、水際においてマークや部品を外すことによって脱法的に輸入される行為を取り締まるための制度改善、個人の所持や輸入に対しても厳正な対処を可能にすべきとの施策も盛り込まれた。

国内での取締りの強化では、インターネットを利用した侵害の取締強化、いわゆるデッドコピー品に対する規制強化、ノウハウや設計図面などの海外流出を防ぐために必要な施策が挙げられている。

更に、官民の体制強化として、経済産業省を一元的な相談窓口とする政府内の連携強化や官民・民間の連携強化などが挙げられている。

5.3. 活用分野

中小企業・ベンチャー企業は、大企業と比べ知的財産戦略に対する取り組みが十分であるとは言えず、また知財戦略を策定するための資源が不足しているのが現状である。このため、新たな技術創出の担い手となることが期待される中小・ベンチャー企業に対して、知的財産に対する取り組みを支援していく。

まず、中小企業・ベンチャー企業が十分に利用できていない特許料等の減免措置について、その利用の促進など対象拡大のための措置を講ずるべきである。また、外国における権利取得や模倣品対策には多大な費用がかかるため、優れた技術を持つ中小企業・ベンチャー企業に対して、モラルハザードとならないよう配慮しつつ、海外出願や海外における模

倣品・海賊版対策などの支援や企業からの相談体制の整備などを抜本的に強化する。

また、一部の地方公共団体では、知的財産を用いた地域振興の取り組みが急速に広がりつつあり、国においてもこのような取り組みを積極的に奨励することも言及している。

5.4. コンテンツビジネスの振興

コンテンツビジネスは事業規模が大きく、かつ関連する産業分野が幅広いことから、日本経済の牽引役を担うことが期待されるほか、海外における日本のイメージ向上にも大きな役割を果たすことが期待される。

今後、コンテンツビジネスを盛況発展させるためには、以下のような課題を克服する必要がある。具体的には、資金管理、契約や労働環境において、一部不透明・非合理的な面が見られることから、業界の更なる近代化・合理化を進めることが求められる。また、この分野で活躍するものへの社会的・経済的評価や、産業としての重要性に対する社会の認識は、諸外国に比べると必ずしも十分であるとは言えず、社会をリードするビジネスになることが求められる。さらに、海外市場や国内新市場への展開が十分でないなどマーケティングが不十分であり、今後は必要な対策を講じた上で、ビジネスを拡大していくことが求められる。

このような認識の下、推進計画2004には、業界の近代化・合理化支援、資金調達手段の多様化、コンテンツ制作やそれに対する投資を促進するためのインセンティブ付与、人材育成の強化、技術の高度化、海外展開拡大、ブロードバンドなどを活用した事業展開推進、地域等におけるコンテンツ保存及び発信強化などの施策が盛り込まれている。また、一方で新たなコンテンツを生み出すため、既存コンテンツの公正・円滑な利用を促進することが重要であることから、裁定制度の利用を促進するためのマニュアルの作成や、権利制限規定の見直しが盛り込まれた。

日本政府は、今後3年間を集中改革期間として改革のためのロードマップを作成し、関係府省の取り組みの促進を図るとともに、目標の達成状況について毎年評価を行うこととしている。

5.5. 専門人材の育成

「知的財産立国」の実現には、知的財産創出の担い手の育成に加え、知的財産に関する高度な専門サービスを提供する専門人材の育成・増加が不可欠である。

推進計画2004では、2006年から開始される新司法試験において知的財産法を選択科目にすべく速やかに検討を行い、結論を得ることにしており、また、弁護士・弁理士の量的拡大及び資質の向上も言及している。また、社会人向けに夜間に学べる法科大学院の設置拡充をはじめとする知的財産教育の環境整備や、科学技術に精通したポストドクターを知的財産の専門人材として活用することも盛り込まれている。

6. 今後の取り組み

2002年2月の小泉総理の施政方針演説以降、およそ2年間に、日本は「知的財産立国」へ向けて大きな一歩を踏み出した。知財高裁の創設、特許審査待ち時間ゼロへ向けての総合施策、そしてコンテンツビジネスの振興。これらは、日本が「知」を重視する国家へ転換することを明確に世に知らしめるものである。しかし、これらの動きはまだ途についたばかりであり、真の「知的財産立国」を実現するには、価値ある知的財産が連綿と創造され、これらが適切な保護を受け、さらにこれらを活用することにより新たな富を生むという「知的創造サイクル」が円滑に循環しなければならない。このため、推進計画2004に掲げられた多岐にわたる施策を着実に、時機を逸することなく実施することが求められる。日本は今後も「知的財産立国」を目指して邁進する。